| 大阪府気候変動対策の推進に関する条例平成十七年十月二十八日大阪府条例第百号 | 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則平成十八年三月三十一日大阪府規則第八十四号 |
| --- | --- |
| 目次　第一章　総則（第一条―第六条）　第二章　事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化（第七条―第十四条）　第三章　建築物の環境配慮（第十五条―第二十八条）　第四章　エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進（第二十九条－第三十二条）　第五章　エネルギーを効率的に利用する発電設備（第三十三条・第三十四条）　　第六章　二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給の拡大（第三十四条の二―第三十四条の七）　第七章　二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及の促進（第三十五条―第三十七条）　第八章　気候変動対策に関する啓発等（第三十八条―第四十条）　第九章　雑則（第四十一条―第四十五条）附則第一章　総則（目的）第一条　この条例は、地球温暖化その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因する影響が、生活、社会、経済及び自然環境において既に生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、大阪府環境基本条例（平成六年大阪府条例第五号）の理念を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに府、事業者、建築主等及び府民の責務を明らかにするとともに、気候変動対策の推進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とする。（定義）第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一　地球温暖化　地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下「地球温暖化対策法」という。)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。　二　気候変動対策　温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化による気候変動の緩和を図るための対策並びに気候変動への適応（気候変動の影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。以下同じ。）のための対策をいう。　三　温室効果ガス　地球温暖化対策法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。四　温室効果ガスの排出　地球温暖化対策法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。　五　脱炭素社会　地球温暖化対策法第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。　六　電気の需要の最適化　電気の供給量の変動に応じて、需要者が電気の需要を調節することをいう。　七　エネルギー　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーをいう。　八　建築物　建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。　九　建築主　建築基準法第二条第十六号に規定する建築主をいう。　十　建築主等　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第二条第一項第四号に規定する建築主等をいう。　十一　建築物の環境配慮　建築主等が建築物の新築、増築若しくは改築（以下「新築等」という。）又は維持保全を行う場合における環境への負荷を低減することその他の建築物に関する環境への配慮をいう。　十二　小売電気事業者　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者を含む。）をいう。（基本理念）第二条の二　気候変動の影響は、既に顕在化しており、今後さらに大きくなることが見込まれることから、この状況を気候危機と認識し、長期的かつ世界的な視野をもって、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、二千五十年までの脱炭素社会の実現を旨として、府民及び事業者をはじめとしたあらゆる主体が連携し、地球環境の課題の解決及び包摂的かつ　強靭(じん)で持続可能な都市の実現を図るため、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮のための対策を推進しなければならない。（府の責務）第三条　府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。２　府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。３　府は、自らの事務及び事業について、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のために必要な措置を講ずるとともに、府が所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために必要な措置を講ずるものとする。４　府は、事業者による気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報を提供するとともに、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。）を含むあらゆる事業者がその事業活動において脱炭素社会の実現に貢献するための支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。５　府は、府民による気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。６　府は、事業者及び府民による建築物の環境配慮に関する取組及び建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。７　府は、二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車であって規則で定めるもの（以下「電動車」という。）の利用及び普及が促進されるための環境の整備その他の措置を講ずるよう努めるものとする。（事業者の責務）第四条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに際しては、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮のため、二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給及び利用並びに環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。２　事業者は、府が実施する気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する調査に協力する責務を有する。３　前二項に定めるもののほか、事業者は、府が実施する気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する施策に協力する責務を有する。（建築主等の責務）第五条　建築主は、基本理念にのっとり、その建築等（新築等、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（建築物省エネルギー法第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。２　建築主等は、府が実施する建築物の環境配慮に関する調査に協力する責務を有する。３　前二項に定めるもののほか、建築主等は、府が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。（府民の責務）第六条　府民は、基本理念にのっとり、脱炭素社会の実現の重要性に関する理解を深めるとともに、日常生活において、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮のため、二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給及び利用並びに環境に配慮した機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。２　前項に定めるもののほか、府民は、府が行う気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。第二章　事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化（気候変動対策指針の策定）第七条　知事は、事業者がその事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する取組を行うために必要な事項についての指針（以下「気候変動対策指針」という。）を定めるものとする。２　気候変動対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。３　知事は、気候変動対策指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。（事業者の気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化義務）第八条　事業者は、気候変動対策指針に基づき、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。２　前項の措置を講ずるに当たっては、環境マネジメントシステム（事業者自らが環境の保全に関する計画を策定し、これを達成するための取組を実施し、その実施状況を点検し、及び評価し、並びに当該計画を見直すことにより、継続的に環境への負荷の低減を図る仕組みをいう。）その他の環境の保全に資する制度を導入することにより、行うよう努めなければならない。（対策計画書の作成等）第九条　エネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、気候変動対策指針に基づき、次に掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、規則で定める期間ごとに、知事に届け出なければならない。　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　二　事業所（規則で定めるものに限る。第十四条第二項において同じ。）の名称及び所在地　三　事業の概要　四　事業活動に係る気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策　五　事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標　六　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項２　特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、気候変動対策指針に基づき、単独で又は共同して前項各号に掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、知事に届け出ることができる。３　特定事業者が第一項の規定による届出をした後に特定事業者でなくなった場合において、当該事業者から、届け出た対策計画書に従い同項第四号の対策を引き続き講ずる旨の申出があったときは、当該対策計画書は、前項の規定により届け出たものとみなす。４　知事は、第一項又は第二項の規定による対策計画書の届出があったときは、特定事業者以外の事業者が希望しない場合を除き、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。５　特定事業者又は第二項の規定による届出をした事業者（以下「特定事業者等」という。）は、第一項又は第二項の規定により届け出た対策計画書に従い、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策を講ずるものとする。（対策計画書の変更等の届出）第十条　前条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号に掲げる事項のうち、氏名若しくは名称若しくは住所に変更があったとき又は同項第二号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。２　前条第一項の規定による届出をした者は、同項第三号から第五号までに掲げる事項に変更があったとき又は当該対策計画書に記載された事業を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該事業を再開したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更については、この限りでない。３　前項の規定は、前条第二項の規定による届出をした特定事業者以外の事業者について準用する。この場合において、「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、「同項第三号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「変更があったとき又は当該対策計画書に記載された事業を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該事業を再開したとき」とあるのは「変更があったとき又は当該対策計画書に記載された事業を廃止したとき」と読み替えるものとする。４　前条第四項及び第五項の規定は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出（前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項の変更又は休止した事業の再開に係るものに限る。）について準用する。（実績報告書の届出）第十一条　特定事業者は、規則で定めるところにより、対策計画書（第九条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に変更があった場合にあっては変更後の対策計画書。以下同じ。）に基づいて行った気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に係る対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。２　第九条第二項の規定による届出をした事業者は、規則で定めるところにより、対策計画書に基づいて行った気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に係る対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。３　知事は、前二項の規定による実績報告書の届出があったときは、特定事業者以外の事業者が希望しない場合を除き、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。(対策計画書等の評価)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第十二条　知事は、規則で定めるところにより、第九条第一項の規定による届出のあった対策計画書若しくは第十条第二項の規定による届出のあった変更対策計画書又は前条第一項の規定による届出のあった実績報告書に記載された第九条第一項第四号及び第五号に掲げる事項又は気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に係る対策の結果について、気候変動対策指針に定める基準に基づき、それぞれ評価を行うものとする。２　知事は、前項の評価を行ったときは、その結果を特定事業者等に通知するとともに、特定事業者以外の事業者が公表を希望しない場合を除き、規則で定めるところにより、当該評価の結果を公表するものとする。（指導及び助言）第十三条　知事は、特定事業者等が気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者等に対し、対策計画書若しくは変更対策計画書又は実績報告書の内容について、指導又は助言を行うことができる。（立入調査等）第十四条　知事は、特定事業者等が気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者等に対し、エネルギーの使用の抑制に資する行動その他必要な措置を講ずるための技術的な助言を行うものとする。２　知事は、第八条から前条まで及び前項の規定の実施に必要な限度において、その職員に、特定事業者の事業所に立ち入り、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策の実施状況若しくは施設、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。３　前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。第三章　建築物の環境配慮（建築物環境配慮指針の策定）第十五条　知事は、次に掲げる事項について、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。　一　エネルギーの使用の抑制に関する事項　二　資源及び資材の適正な利用に関する事項　三　敷地外の環境への負荷の低減に関する事項　四　室内環境の向上に関する事項　五　建築物の長期間の使用の促進に関する事項　六　周辺地域の環境の保全に関する事項　七　前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項２　建築物環境配慮指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。３　知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。（建築主の環境配慮義務等）第十六条　建築主は、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。２　建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士をいう。）は、建築物の新築等の設計を行う場合には、建築物のエネルギーの使用の抑制に関する建築主の理解の促進を図るため、建築主に対し情報の提供に努めなければならない。３　規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、当該特定建築物に太陽光を電気に変換する設備その他のエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源を利用する規則で定める設備の導入についての検討を行わなければならない。４　建築物（新築等に係る部分に規則で定める非住宅部分（建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有するものに限る。）の新築等をしようとする者は、当該建築物（非住宅部分に限る。）又は増築若しくは改築に係る当該規則で定める非住宅部分を有する建築物の部分（非住宅部分に限る。）を建築物とみなしたものが建築物省エネルギー法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置を講じなければならない。５　建築物(新築等に係る部分に規則で定める住宅部分(建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)を有するものに限る。)の新築等をしようとする者は、当該建築物(住宅部分に限る。)又は増築若しくは改築に係る当該規則で定める住宅部分を有する建築物の部分(住宅部分に限る。)を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置を講じなければならない。６　建築物（特定増改築（建築物省エネルギー法附則第三条第一項に規定する特定増改築をいう。以下同じ。）に係る部分に規則で定める非住宅部分を有するもの又は新築等に係る部分に規則で定める住宅部分を有するものに限る。）の新築等をしようとする者は、当該建築物又はその部分（当該規則で定める非住宅部分又は住宅部分を有する部分に限る。）を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じなければならない。７　前三項の規定は、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない。８　特定建築主は、特定建築物の新築等に当たって、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のために講じようとする措置を評価しなければならない。（建築物環境計画書の作成等）第十七条　特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置に係る計画書（以下「建築物環境計画書」という。）を作成し、当該特定建築物の新築等の工事に着手する前の時期で規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　二　特定建築物の名称及び所在地　三　特定建築物の概要　四　建築物の環境配慮のために講じようとする措置　五　前条第八項の規定による評価の結果　六　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項２　知事は、前項の規定による建築物環境計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。３　特定建築主は、第一項の規定により届け出た建築物環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。（建築物環境計画書の変更の届出）第十八条　前条第一項の規定による届出をした者（特定建築物が譲り渡された場合にあっては、譲り受けた者。次項において同じ。）は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。２　前条第一項の規定による届出をした者は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る同項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。３　前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。（工事の取りやめの届出）第十九条　特定建築主は、第十七条第一項の工事を取りやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。２　知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。（工事完了の届出）第二十条　特定建築主は、第十七条第一項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。２　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。（建築物環境性能表示の表示）第二十一条　特定建築主は、第十七条第一項の工事の現場の見やすい場所に、同項第五号の評価の結果の要旨を記載した標章(以下「建築物環境性能表示」という。)を表示しなければならない。２　特定建築主（特定建築物が譲り渡された場合にあっては、譲り受けた者）（特定建築主又は譲り受けた者と当該特定建築物の管理者が異なる場合にあっては、管理者）（以下「特定建築主等」という。）は、特定建築物（第十七条第一項第四号に規定する措置の評価をした建築物の部分に限る。第二十五条において同じ。）の販売又は賃貸について、第十七条第一項の工事の完了後三年間規則で定める方法により広告をするとき（特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をする者（以下「販売等受託者」という。）が広告をするときを含む。）は、当該広告に建築物環境性能表示を表示しなければならない。（建築物環境性能表示基準の策定）第二十二条　知事は、建築物環境性能表示について、その様式及び表示の方法に関する基準（以下「建築物環境性能表示基準」という。）を定めるものとする。２　知事は、建築物環境性能表示基準を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。（表示の届出）第二十三条　特定建築主等は、第二十一条第二項の広告に建築物環境性能表示を最初に表示したとき（販売等受託者が建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。）は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。２　知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。（表示の変更の届出）第二十四条　前条第一項の規定による届出をした者（特定建築物が譲り渡された場合にあっては、譲り受けた者）（特定建築主又は譲り受けた者と当該特定建築物の管理者が異なる場合にあっては、管理者）は、前条第一項の規定による届出に係る建築物環境性能表示の記載事項の変更をした場合において、当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示したとき（販売等受託者が当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。）は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。２　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。（建築物の環境配慮に係る措置の評価の結果の説明）第二十五条　特定建築主等（販売等受託者を含む。）は、当該特定建築主等に係る特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、第十七条第一項第五号の評価の結果の内容を説明するよう努めなければならない。（指導及び助言）第二十六条　知事は、特定建築主等が建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、当該特定建築主等に対し、建築物環境計画書又は建築物環境性能表示の内容について、指導又は助言を行うことができる。（市町村の条例との調整）第二十七条　建築物の環境配慮に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であって規則で定めるところにより指定するものの区域については、第十六条（第二項を除く。）から第二十一条まで、第二十三条から前条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定は、適用しない。（適用除外）第二十八条　この章の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。　一　法令、大阪府文化財保護条例（昭和四十四年大阪府条例第五号）又は市町村の文化財保護に関する条例その他の規程の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられている建築物であって規則で定めるもの　二　仮設の建築物であって規則で定めるもの第四章　エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進（エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提供）第二十九条　府の区域内にエネルギーを供給する事業者（小売電気事業者及び電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者（以下「小売電気事業者等」という。）並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者に限る。以下「エネルギー供給事業者」という。）は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用及び電気の需要の最適化に係る情報の提供に努めなければならない 。（電気需給対策計画書の作成等）第三十条　小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した電気の需給についての対策に関する計画書（以下「電気需給対策計画書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして知事が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　二　電気事業の概要　三　府の区域内に係る電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策についての計画　四　府の区域内に係る電気の需要の予測及び供給能力の状況　五　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項２　知事は、前項の規定による電気需給対策計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。（電気需給対策報告書の届出）第三十一条　小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、電気需給対策計画書に基づいて行った電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策並びに電気の需給の実績を記載した報告書（以下「電気需給対策報告書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、前条第一項ただし書の場合は、この限りでない。２　知事は、前項の規定による電気需給対策報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。（エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進）第三十二条　府は、府、市町村、府民、事業者及びエネルギー供給事業者相互間の第二十九条の情報、第三十条第一項及び前条第一項の規定による届出の内容その他電気の需給に関する情報及び意見の交換が促進されるための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。第五章　エネルギーを効率的に利用する発電設　　　　　　　　　備（発電設備計画書の作成等）第三十三条　火力を電気に変換する設備のうちエネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低いものであって規則で定めるもの（以下「発電設備」という。）を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した発電設備の設置及び運転に関する計画書（以下「発電設備計画書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　二　発電設備の所在地　三　発電設備の概要　四　エネルギーを利用する効率を高めるために発電設備において講じようとする措置　五　環境の保全のために発電設備において講じようとする措置　六　エネルギーの効率的な利用の状況及び発電設備の運転が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査（以下「事後調査」という。）の方法　七　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項２　知事は、前項の規定による発電設備計画書の届出があったときは、その旨を同項第二号の発電設備の所在地を管轄する市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより公表するものとする。３　第一項の規定による届出をした者は、発電設備計画書に従い、事後調査を行わなければならない。（事後調査結果報告書の届出）第三十四条　前条第一項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、事後調査の結果に関する報告書（以下「事後調査結果報告書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。２　知事は、前項の規定による事後調査結果報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより公表するものとする。第六章　二酸化炭素の排出の量がより少ないエ　　　　ネルギーの供給の拡大（再生可能エネルギー等供給拡大指針の策定）第三十四条の二　知事は、府の区域内に電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給（以下「小売供給」という。）を行う小売電気事業者（知事が定めるものに限る。以下「特定小売電気事業者」という。）がその事業活動における小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減及び二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーであって規則で定めるエネルギー（以下「再生可能エネルギー」という。）の供給の拡大に関する取組を行うために必要な事項についての指針（以下「再生可能エネルギー等供給拡大指針」という。）を定めるものとする。２　再生可能エネルギー等供給拡大指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。３　知事は、再生可能エネルギー等供給拡大指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。（再生可能エネルギー等供給拡大計画書の作成等）第三十四条の三　特定小売電気事業者は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー等供給拡大指針に基づき、次に掲げる事項を記載した小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大に関する対策計画書（以下「再生可能エネルギー等供給拡大計画書」という。）を作成し、知事に届け出なければならない。　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　二　小売供給を行う電気に係る温室効果ガスの排出及び再生可能エネルギーの供給の状況　三　小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減を図るための対策についての計画及び当該対策により達成すべき目標　四　小売供給を行う電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための対策についての計画及び当該対策により達成すべき目標　五　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項２　知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。３　特定小売電気事業者は、第一項の規定により届け出た再生可能エネルギー等供給拡大計画書に従い、小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大を図るための対策を講ずるものとする。（再生可能エネルギー等供給拡大計画書の変更等の届出）第三十四条の四　前条第一項の規定による届出をした者は、同項第一号に掲げる事項のうち、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。２　前条第一項の規定による届出をした者は、同項第三号若しくは第四号に掲げる事項に変更があったとき、又は小売供給の事業を廃止し、若しくは府の区域内に小売供給を行うことを休止したとき、若しくは休止した当該小売供給を再開したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、知事が軽微な変更であると認める場合にあっては、この限りでない。３　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出（前条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項の変更又は休止した事業の再開に係るものに限る。）について準用する。（再生可能エネルギー等供給実績報告書の届出）第三十四条の五　特定小売電気事業者は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー等供給拡大計画書（第三十四条の三第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があった場合にあっては変更後の再生可能エネルギー等供給拡大計画書。以下同じ。）に基づいて行った小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大に係る対策の結果を記載した実績報告書（以下「再生可能エネルギー等供給実績報告書」という。）を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。２　知事は、前項の規定による再生可能エネルギー等供給実績報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。（再生可能エネルギー等供給拡大計画書等の評価）第三十四条の六　知事は、規則で定めるところにより、第三十四条の三第一項の規定による届出のあった再生可能エネルギー等供給拡大計画書又は前条第一項の規定による届出のあった再生可能エネルギー等供給実績報告書に記載された第三十四条の三第一項第三号及び第四号に掲げる事項又は小売供給を行う電気に係る規則で定める単位あたりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大に係る対策の結果について、再生可能エネルギー等供給拡大指針に定める基準に基づき、それぞれ評価を行うものとする。２　知事は、前項の評価を行ったときは、その結果を特定小売電気事業者に通知するとともに、規則で定めるところにより、当該評価の結果が優良な者について公表するものとする。（指導及び助言）第三十四条の七　知事は、特定小売電気事業者が二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給の拡大を図るために必要があると認めるときは、当該特定小売電気事業者に対し、再生可能エネルギー等供給拡大計画書又は再生可能エネルギー等供給実績報告書の内容について、指導又は助言を行うことができる。第七章　二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及の促進（電動車の普及に係る責務）第三十五条　自動車の販売を業とする者（以下「自動車販売事業者」という。）又は道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項の許可を受けて業として有償で自家用自動車を貸し渡す者（以下「自動車貸渡事業者」という。）は、電動車を販売し、又は貸し渡すよう努めなければならない。２　商業施設、宿泊施設等の利用者が使用する駐車場を設置する者は、当該駐車場において電動車のうち規則で定める自動車（以下「電気自動車等」という。）を充電するための設備の整備その他の電気自動車等を利用しやすい環境の整備に努めなければならない。（自動車の環境情報の説明等）第三十五条の二　自動車販売事業者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条の規定による登録を受けていない自動車（以下「新車」という。）を購入しようとする者に対し、販売する新車に係る燃料の種別その他の規則で定める事項（以下「自動車環境情報」という。）について表示し、又は説明しなければならない。２　自動車貸渡事業者は、自動車を借り受けようとする者に対し、貸し渡す自動車に係る自動車環境情報について表示し、又は説明しなければならない。（電動車普及促進計画書の作成等）第三十六条　新車の販売の実績が相当程度多い者として規則で定める者（以下「特定販売事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した電動車普及促進計画書を作成し、知事に届け出なければならない。　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　二　事業所（規則で定めるものに限る。）の名称及び所在地　三　電動車の普及の促進のために行う取組　四　前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項（電動車普及実績報告書の届出）第三十七条　前条の規定による届出をした特定販売事業者は、規則で定めるところにより、電動車普及促進計画書に基づいて行った取組及び新車の販売の実績を記載した電動車普及実績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。２　知事は、前項の規定による電動車普及実績報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。第八章　気候変動対策に関する啓発等（教育及び学習の振興等）第三十八条　府は、市町村と連携して、気候変動対策に関し、事業者、建築主等及び府民の理解を深めるため、教育及び学習の振興並びに啓発活動及び広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。（調査研究）第三十九条　府は、温室効果ガスの排出の量の削減に資する技術の評価その他の気候変動対策に関する調査研究を行うものとする。（顕彰の実施）第四十条　知事は、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。第九章　雑則（報告の徴収）第四十一条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。　一　特定事業者等　気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に係る措置　二　第十七条第一項の規定による届出をした特定建築主　建築物の環境配慮に係る措置　三　第三十条第一項の規定による届出をした小売電気事業者等　電気の需給についての対策に係る措置　四　第三十三条第一項の規定による届出をした者　発電設備の設置及び運転に係る措置五　第三十四条の三第一項の規定による届出をした特定小売電気事業者　小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大に関する対策に係る措置六　第三十六条の規定による届出をした特定販売事業者　電動車の普及の促進に係る措置（勧告）第四十二条　知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、第三十条第一項若しくは第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の四第二項若しくは第三十四条の五第一項又は第三十六条若しくは第三十七条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。（勧告に従わない者の公表）第四十三条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。２　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。（事務処理の特例）第四十四条　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、堺市の区域に係るものは、堺市が処理することとする。　一　第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項並びに第二十四条第一項の規定による届出の受理に関する事務　二　第十七条第二項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表に関する事務　三　第二十六条の指導及び助言に関する事務　四　第四十一条の報告及び資料の徴収に関する事務（同条第二号に定める措置に係るものに限る。）　五　第四十二条の規定による勧告に関する事務（第一号に掲げる事務に係るものに限る。）　六　前条第一項の規定による公表及び同条第二項の意見の聴取に関する事務（前号に掲げる事務に係るものに限る。）（規則への委任）第四十五条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。附則（平成一八年条例第五四号）　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。附則（平成二三年条例第五九号）　この条例は、平成二十三年八月一日から施行する。附則（平成二四年条例第五五号）　この条例は、平成二四年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。附則（平成二四年条例第九七号）　この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。附則（平成二五年条例第四九号）　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。附則（平成二六年条例第一〇〇号）　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。附則（平成二七年条例第四〇号）(施行期日)１　この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。(経過措置)２　改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例第十二条の規定は、この条例の施行の日以後に対策計画書若しくは変更対策計画書又は実績報告書(同日以後に届出がされる対策計画書又は変更対策計画書に係るものに限る。)の届出がされる場合について適用し、同日前に対策計画書若しくは変更対策計画書若しくは実績報告書の届出がされた場合又は同日以後に実績報告書(同日前に届出がされた対策計画書又は変更対策計画書に係るものに限る。)の届出がされる場合については、なお従前の例による。附則（平成二七年条例第一一〇号）(施行期日)１　この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。(経過措置)２　電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条の二の登録及び同法第三条の許可を受けたものとみなされる者に係る改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例第二十八条の規定の適用については、同条中「小売電気事業者」とあるのは「小売電気事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)第二条の二の登録を受けたものとみなされる者を含む。)」と、「同項第九号」とあるのは「電気事業法第二条第一項第九号」と、「一般送配電事業者」とあるのは「一般送配電事業者(改正法附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者を含む。)」とする。附則（平成二八年条例第九四号）(施行期日)一　この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。(経過措置)二　電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第十二条第一項及び第十三条第一項の規定により同法第五条の規定による改正後のガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三条の登録及び同法第三十五条の許可を受けたものとみなされる者に係る改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例第二十八条の規定の適用については、同条中「ガス小売事業者」とあるのは「ガス小売事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。)附則第十二条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という。)第三条の登録を受けたものとみなされる者を含む。)」と、「同条第六項」とあるのは「ガス事業法第二条第六項」と、「一般ガス導管事業者」とあるのは「一般ガス導管事業者(改正法附則第一三条第一項の規定により新ガス事業法第三十五条の許可を受けたものとみなされる者を含む。)」とする。附則（平成二九年条例第五二号）(施行期日)１　この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。(経過措置)２　 第一条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例第十七条第一項の規定による届出をした者が同条例第二条第十号に規定する新築等をしようとする建築物であって同条例第十六条第三項に規定するものについては、第一条の規定による改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例第十六条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。附則（平成二九年条例第九一号）この条例は、公布の日（平成二十九年十一月十三日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。　　　附則（令和四年条例第二六号）（施行期日）１　この条例中、第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。（経過措置）２　第二条の規定による改正後の大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第十一条の規定は、第二条の規定の施行の日以後に届出がされる対策計画書に係る実績報告書の届出がされる場合について適用し、同日前に届出がされた対策計画書又は変更対策計画書に係る実績報告書の届出がされる場合については、なお従前の例による。３　新条例第十二条から第十四条までの規定は、第二条の規定の施行の日以後に対策計画書又は実績報告書（同日以後に届出がされる対策計画書に係るものに限る。）の届出がされる場合について適用し、同日前に対策計画書若しくは変更対策計画書若しくは実績報告書の届出がされた場合又は同日以後に実績報告書（同日前に届出がされた対策計画書又は変更対策計画書に係るものに限る。）の届出がされる場合については、なお従前の例による。　　附則（令和四年条例第十五号）この条例は、令和五年四月一日から施行する。 | 目次　第一章　総則（第一条・第二条）　第二章　事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化（第三条―第十八条）　第三章　建築物の環境配慮（第十九条―第三十五条）　第四章　エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進（第三十六条－第三十九条）　第五章　エネルギーを効率的に利用する発電設備（第四十条－第四十四条）　第六章　二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給の拡大（第四十五条―第五十四条）　第七章　二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及の促進（第五十五条―第六十一条）附則第一章　総則（趣旨）第一条　この規則は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成十七年大阪府条例第百号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）第二条　この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。２　この規則において「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。（電動車）第二条の二　条例第三条第七項の規則で定める自動車は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十九条第一項第一号に掲げる電気自動車並びに同項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車及び電力併用自動車とする。第二章　事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化（特定事業者）第三条　条例第九条第一項のエネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。　一　府の区域内に事業所を設置している者のうち、その府の区域内に設置している全ての事業所における前年度において使用した化石燃料及び非化石燃料並びに電気の量並びに同年度において他人から供給された熱の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの（次号に掲げる者を除く。）　二　連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第十九条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が府の区域内に設置している全ての事業所及び当該加盟者（同項に規定する加盟者をいう。）が府の区域内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計量が千五百キロリットル以上であるもの　三　四月一日現在において、次のいずれかに該当する者　　イ　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）第四条各号に掲げる自動車（府内に使用の本拠の位置を有するものに限る。以下「特定自動車」という。）を三十台以上使用する事業者（ロに掲げる者を除く。）　　ロ　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を主たる事業として営む者であって、特定自動車を七十五台以上使用するもの（対策計画書の作成等）第四条　条例第九条第一項の規定による届出は、対策計画書（様式第一号）を提出して行わなければならない。２　前項の対策計画書は、条例第七条第一項に規定する気候変動対策指針に基づき、条例第九条第一項の規定による届出の日の属する年度から令和十二年度までの期間（以下「計画期間」という。）の計画について作成しなければならない。３　条例第九条第一項の規定による届出は、前条各号に掲げる者に該当することとなった年度（令和五年四月一日において前条各号に掲げる者に該当している場合にあっては、令和五年）の九月末日までに行わなければならない。４　知事は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、前項の届出の期限を延期することができる。（対策計画書の記載事項）第六条　条例第九条第一項第二号の規則で定める事業所は、府の区域内に設置している全ての事業所とする。ただし、第三条第三号のみに該当する者が設置している事業所にあっては、特定自動車を使用する事業所とする。（特定事業者以外の事業者の対策計画書の作成等）第七条　条例第九条第二項の規定による届出は、対策計画書（様式第一号）又は対策計画書（特定事業者以外の事業者用）（様式第一号の二）を提出して行わなければならない。２　第四条第二項の規定は、条例第九条第二項の規定による届出について準用する。（対策計画書の公表）第八条　条例第九条第四項（条例第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、条例第九条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに前条に規定する事項について、次に掲げる方法により行うものとする。　一　図書の縦覧　二　インターネットの利用（対策計画書の変更の届出）第九条　条例第十条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を変更した日以後速やかに、氏名等変更届出書（様式第二号）を提出して行わなければならない。第十条　条例第十条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、変更（廃止・休止・再開）届出書（様式第三号）を提出して行わなければならない。（届出を要しない変更）第十一条　条例第十条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。　一　条例第九条第一項第五号に規定する目標の変更を要しない場合における同項第四号に規定する対策の変更　二　前号に掲げるもののほか、知事が届出を要しないと認める変更（実績報告書の届出等）第十二条　条例第十一条第一項の規定による届出は、実績報告書（様式第四号）を提出して行わなければならない。２　前項の実績報告書は、条例第七条第一項に規定する気候変動対策指針に基づき、前年度の条例第十一条第一項に規定する対策の結果について作成しなければならない。３　条例第十一条第一項の規定による届出は、毎年八月末日までに行わなければならない。４　第四条第四項の規定は、前項の届出の期限について準用する。（特定事業者以外の事業者の実績報告書の届出等）第十三条　条例第十一条第二項の規定による届出は、実績報告書（様式第四号）又は実績報告書（特定事業者以外の事業者用）（様式第四号の二）を提出して行わなければならない。２　実績報告書は、条例第七条第一項に規定する気候変動対策指針に基づき、前年度の条例第十一条第二項に規定する対策の結果について作成しなければならない。３　前条第三項の規定は、条例第十一条第二項の規定による届出について準用する。（実績報告書を届け出る期間）第十四条　条例第十一条第一項又は第二項の規則で定める年度は、条例第九条第一項又は第二項の規定による届出をした日の属する年度の翌年度から計画期間の終了する年度の翌年度までの各年度とする。（実績報告書の公表）第十五条　条例第十一条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。　一　条例第九条第一項第一号及び第三号に掲げる事　　項　二　事業活動に係る気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策の実施状況　三　事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標の達成状況（対策計画書等の評価）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第十六条　条例第十二条第一項の評価は、条例第十一条第一項又は第二項の規定による届出があった後、行うものとする。（対策計画書等の評価の公表）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第十七条　条例第十二条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一　条例第九条第一項第一号に掲げる事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　二　条例第十二条第一項の評価の結果（身分証明書）第十八条　条例第十四条第三項の証明書は、身分証明書（様式第五号）とする。第三章　建築物の環境配慮（特定建築物の規模等）第十九条　条例第十六条第三項の規則で定める規模は、延べ面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第三号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計）が二千平方メートルであるものとする。２　条例第十六条第三項の規則で定める設備は、次に掲げるものとする。　一　太陽光を電気に変換する設備　二　風力を発電に利用する設備　三　水力を発電に利用する設備　四　地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用する設備　五　太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用する設備　六　バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用する設備３　条例第十六条第四項の規則で定める非住宅部分は、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令/国土交通省令第一号）第十条第一号に規定する工場等をいう。）の用途に供する建築物の部分を除く。）の床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。以下この条及び第二十四条において同じ。）の合計が二千平方メートル以上の建築物の非住宅部分とする。 ４　条例第十六条第五項及び第六項の規則で定める住宅部分は、建築物の高さが六十メートルを超え、かつ、住宅部分(建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物の住宅部分とする。５　条例第十六条第六項の規則で定める非住宅部分は、増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物の当該増築又は改築をしようとする非住宅部分とする。６　条例第十六条第七項の規則で定める用途は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。以下「建築物省エネルギー法施行令」という。）第六条第一項各号に掲げる用途とする。 （建築物環境計画書の届出）第二十条　条例第十七条第一項の規定による届出は、建築物環境計画書（様式第六号）を提出して行わなければならない。第二十一条　条例第十七条第一項の規定による届出は、同項の工事に着手する日の二十一日前までに行わなければならない。（建築物環境計画書の公表）第二十二条　条例第十七条第二項（条例第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、条例第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。（建築物環境計画書の変更の届出）第二十三条　条例第十八条第一項の規定による届出は、変更をした日から三十日以内に、建築物環境計画書変更届出書（様式第七号）を提出して行わなければならない。２　条例第十八条第二項の規定による届出は、変更に係る工事に着手する日の十五日前までに、建築物環境計画書変更届出書（様式第七号）を提出して行わなければならない。　（軽微な変更）第二十四条　条例第十八条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。　一　条例第十七条第一項第三号に掲げる事項の変更で、特定建築物の延べ面積の増加を伴わないもの （第十九条第三項に規定する非住宅部分若しくは同条第五項に規定する増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上になる変更又は同条第四項に規定する建築物の高さが六十メートルを超え、かつ、住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上になる変更を除く。）　二　条例第十七条第一項第四号に掲げる事項の変更で、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合又は環境への配慮のための措置の内容を変更する場合において、その変更により同項第五号の評価結果に変更がないもの（工事の取りやめの届出）第二十五条　条例第十九条第一項の規定による届出は、工事を取りやめた日以後速やかに、建築物工事取りやめ届出書（様式第八号）を提出して行わなければならない。（工事の取りやめの届出の公表）第二十六条　条例第十九条第二項の規定による公表は、条例第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同項の工事を取りやめた旨について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。（工事完了の届出）第二十七条　条例第二十条第一項の規定による届出は、条例第十七条第一項の工事が完了した日から十五日以内に、建築物工事完了届出書（様式第九号）を提出して行わなければならない。（工事完了の届出の公表）第二十八条　条例第二十条第二項において準用する条例第十九条第二項の規定による公表は、条例第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項及び同項の工事が完了した日について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。（建築物環境性能表示の表示を要する広告の方法）第二十九条　条例第二十一条第二項の規則で定める方法は、特定建築物の販売価格又は賃料及び間取りが表示されている広告（その表示面積が六百二十三.七平方センチメートルを超えるものに限る。）を新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載する方法とする。（建築物環境性能表示の表示の届出）第三十条　条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築主等（販売等受託者を含む。以下同じ。）が条例第二十一条第二項の広告に建築物環境性能表示を最初に表示した日から十五日以内に、建築物環境性能表示届出書（様式第十号）を提出して行わなければならない。２　前項の建築物環境性能表示届出書には、特定建築主等が建築物環境性能表示を最初に表示した同項の広告又はその写しを添付しなければならない。（建築物環境性能表示の表示の届出の公表）第三十一条　条例第二十三条第二項の規定による公表は、条例第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに条例第二十一条第二項の広告に建築物環境性能表示を表示した旨について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。（建築物環境性能表示の表示の変更の届出）第三十二条　第三十条の規定は、条例第二十四条第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第三十条中「建築物環境性能表示を」とあるのは「変更後の建築物環境性能表示を」と、同条第一項中「建築物環境性能表示届出書（様式第十号）」とあるのは「建築物環境性能表示変更届出書（第十一号）」と読み替えるものとする。（建築物環境性能表示の表示の変更の届出の公表）第三十三条　第三十一条の規定は、条例第二十四条第二項において準用する条例第二十三条第二項の規定による公表について準用する。この場合において、第三十一条中「建築物環境性能表示」とあるのは、「変更後の建築物環境性能表示」と読み替えるものとする。（条例と同等以上の効果が得られる市町村条例を有するものとして指定する市）第三十四条　条例第二十七条の規則で定めるところにより指定する市は、大阪市とする。（適用除外）第三十五条　条例第二十八条第一号の規則で定める建築物は、建築物省エネルギー法施行令第六条第二項各号に掲げる建築物及びこれらに準ずる建築物とする。２　条例第二十八条第二号の規則で定める仮設の建築物は、建築物省エネルギー法施行令第六条第三項各号に掲げる建築物とする。第四章　エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進（電気需給対策計画書の作成等）第三十六条　条例第三十条第一項の規定による届出は、電気需給対策計画書（様式第十二号）を提出して行わなければならない。２　前項の電気需給対策計画書は、毎年、七月一日から九月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの期間の計画について作成しなければならない。３　条例第三十条第一項の規定による届出は、毎年、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。　一　七月一日から九月三十日までの期間の計画　六月末日　二　十二月一日から翌年三月三十一日までの期間の計画　十一月末日４　知事は、府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、第二項の期間及び前項の届出の時期を臨時に変更することがある。（電気需給対策計画書の公表）第三十七条　条例第三十条第二項の規定による公表は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。（電気需給対策報告書の届出等）第三十八条　条例第三十一条第一項の規定による届出は、電気需給対策報告書（様式第十三号）を提出して行わなければならない。２　前項の電気需給対策報告書は、第三十六条第二項に規定する期間ごとに作成しなければならない。３　条例第三十一条第一項の規定による届出は、毎年、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。　一　七月一日から九月三十日までの期間の報告　十月末日　二　十二月一日から翌年三月三十一日までの期間の報告　翌年四月末日４　第三十六条第四項の規定は、第二項の期間及び前項の届出の時期について準用する。（電気需給対策報告書の公表）第三十九条　条例第三十一条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。　一　条例第三十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項　二　電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策の実施状況　三　電気の需給の実績第五章　エネルギーを効率的に利用する発電設　　　　備（エネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低い発電設備）第四十条　条例第三十三条第一項のエネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低いものであって規則で定めるものは、窒素酸化物の発生を抑制するため、あらかじめ空気と十分に混合し希薄な状態にした燃料を燃焼させる方式のガスタービン（専ら都市ガス（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十二条第一項の規定により同法第五条の規定による改正後のガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる者を含む。）により供給されるガスをいう。）又は液化天然ガスを燃焼させるものに限る。）により火力を電気に変換する設備又はこれと同等以上の性能を有する設備であって、出力の合計が二万キロワット以上であるもの（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に係るものを除く。）とする。（発電設備計画書の作成等）第四十一条　条例第三十三条第一項の規定による届出は、発電設備計画書（様式第十四号）を提出して行わなければならない。２　条例第三十三条第一項の規定による届出は、次に掲げる行為（二以上の行為がある場合にあっては、最初に行われるもの）が行われる日の前日までに行わなければならない。　一　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の二の登録の申請　二　電気事業法第二条の六第一項の変更登録の申請　三　電気事業法第三条の許可の申請　四　電気事業法第九条第一項（同法第二十七条の十二において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出　五　電気事業法第二十七条の四の許可の申請　六　電気事業法第二十七条の十三第一項の規定による届出　七　電気事業法第二十七条の十三第七項の規定による変更の届出　八　電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定による届出　九　電気事業法第四十七条第一項の認可の申請　十　電気事業法第四十八条第一項の規定による届出３　条例第三十三条第一項第七号の規則で定める事項は、環境の保全のために発電設備を設置する敷地において講じようとする措置（条例第三十三条第一項第五号に該当するものを除く。）がある場合には、当該措置とする。（発電設備計画書の公表）第四十二条　条例第三十三条第二項の規定による公表は、同条第一項各号に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。（事後調査結果報告書の届出等）第四十三条　条例第三十四条第一項の規定による届出は、事後調査結果報告書（様式第十五号）を提出して行わなければならない。２　前項の事後調査結果報告書は、発電設備の運転を開始した日から五年を経過する日までの間に行った事後調査の結果について作成しなければならない。３　条例第三十四条第一項の規定による届出は、調査を行った日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。（事後調査結果報告書の公表）第四十四条　条例第三十四条第二項の規定による公表は、事後調査の結果を第八条各号に掲げる方法により行うものとする。第六章　二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給の拡大（再生可能エネルギー等供給拡大計画書の作成等）第四十五条　条例第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項及び第三項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六第一項並びに第四十一条第五号の規則で定める単位は、キロワット時とする。２　条例第三十四条の二第一項の規則で定めるエネルギーは、次の各号に掲げるエネルギー源を利用したものをいう。　一　太陽光　二　風力　三　水力　四　地熱　五　太陽熱　六　バイオマス　七　前各号に掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるものとして知事が別に定めるもの第四十六条　条例第三十四条の三第一項の規定による届出は、再生可能エネルギー等供給拡大計画書兼再生可能エネルギー等供給実績報告書（様式第十六号）を提出して行わなければならない。２　再生可能エネルギー等供給拡大計画書は、条例第三十四条の二第一項に規定する再生可能エネルギー等供給拡大指針に基づき、条例第三十四条の三第一項の規定による届出の日の属する年度について作成しなければならない。３　条例第三十四条の三第一項の規定による届出は、毎年八月末日までに行わなければならない。４　第四条第四項の規定は、前項の届出の期限について準用する。（再生可能エネルギー等供給拡大計画書の公表）第四十七条　条例第三十四条の三第二項（条例第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、条例第三十四条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。（再生可能エネルギー等供給拡大計画書の変更の届出）第四十八条　条例第三十四条の四第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を変更した日以後速やかに、氏名等変更届出書（様式第二号）を提出して行わなければならない。第四十九条　条例第三十四条の四第二項の規定による届出は、再生可能エネルギー等供給拡大計画変更（廃止・休止・再開）届出書（様式第十七号）を提出して行わなければならない。（再生可能エネルギー等供給実績報告書の届出）第五十条　条例第三十四条の五第一項の規定による届出は、再生可能エネルギー等供給拡大計画書兼再生可能エネルギー等供給実績報告書（様式第十六号）を提出して行わなければならない。２　再生可能エネルギー等供給実績報告書は、条例第三十四条の二第一項に規定する再生可能エネルギー等供給拡大指針に基づき、前年度の条例第三十四条の五第一項に規定する対策の結果について作成しなければならない。３　条例第三十四条の五第一項の規定による届出は、毎年八月末日までに行わなければならない。４　第四条第四項の規定は、前項の届出の期限について準用する。（再生可能エネルギー等供給実績報告書を届け出る期間）第五十一条　条例第三十四条の五第一項の規則で定める年度は、条例第三十四条の三第一項の規定による届出をした日の属する年度の翌年度とする。（再生可能エネルギー等供給実績報告書の公表）第五十二条　条例第三十四条の五第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。　一　条例第三十四条の三第一項第一号に掲げる事項　二　条例第三十四条の三第一項第三号に規定する対策の実施状況及び目標の達成状況　三　条例第三十四条の三第一項第四号に規定する対策の実施状況及び目標の達成状況　四　前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項（再生可能エネルギー等供給拡大計画書等の評価）第五十三条　条例第三十四条の六第一項の評価は、条例第三十四条の五第一項の規定による届出があった後、行うものとする。（再生可能エネルギー等供給拡大計画書等の評価の公表）第五十四条　条例第三十四条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。　一　条例第三十四条の三第一項第一号に掲げる事項　二　条例第三十四条の六第一項の評価の結果第七章　二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及の促進（電気自動車等）第五十五条　条例第三十五条第二項の規則で定める自動車は、第二条の二に規定する電気自動車及び充電機能付電力併用自動車とする。（自動車環境情報）第五十六条　条例第三十五条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。　一　燃料の種別　二　省エネ法第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率　三　前二号に掲げるもののほか、二酸化炭素の排出の量の低減に寄与する事項（特定販売事業者）第五十七条　条例第三十六条の新車の販売の実績が相当程度多い者として規則で定める者は、府の区域内に事業所を設置している者であって、その府の区域内に設置している全ての事業所における前年度において販売した新車の台数の合計が三千台以上であるものとする。（電動車普及促進計画書の作成等）第五十八条　条例第三十六条の規定による届出は、電動車普及促進計画書（様式第十八号）を提出して行わなければならない。２　前項の電動車普及促進計画書は、条例第三十六条の規定による届出の日の属する年度の期間（以下「普及計画期間」という。）の計画について作成しなければならない。３　条例第三十六条の規定による届出は、特定販売事業者に該当する年度の七月末日までに行わなければならない。（電動車普及促進計画書の記載事項）第五十九条　条例第三十六条第二号の規則で定める事業所は、府の区域内に設置している全ての事業所とする。２　条例第三十六条第四号の規則で定める事項は、普及計画期間とする。（電動車普及実績報告書の届出等）第六十条　条例第三十七条第一項の規定による届出は、電動車普及実績報告書（様式第十九号）を提出して行わなければならない。２　前項の電動車普及実績報告書は、普及計画期間における条例第三十七条第一項に規定する取組及び実績について作成しなければならない。３　条例第三十七条第一項の規定による届出は、電動車普及促進計画書を提出した年度の翌年度の七月末日までに行わなければならない。（電動車普及実績報告書の公表）第六十一条　条例第三十七条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。　一　条例第三十六条第一号に掲げる事項　二　電動車の普及の促進のために行った取組の実施状況附則（施行期日）１　この規則は、平成十八年四月一日から施行する。（経過措置）２　平成十八年四月一日から同月二十一日までの間に条例第十五条第一項に規定する工事に着手しようとする者に対する第十八条の規定の適用については、同条中「同項の工事に着手する日の二十一日前までに」とあるのは、「この規則の施行の日以後、速やかに」とする。附則（平成二四年規則第七三号）（施行期日）１　この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。（経過措置）２　この規則の施行により新たに改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一号又は二号に掲げる者に該当することとなる者（同条第三号に掲げる者にも該当することとなる者を除く。）については、大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成十七年大阪府条例第百号）第九条第一項の規定は、この規則の施行の日から一年間は、適用しない。３　この規則の施行の際現に改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第三条各号のいずれかに該当する者が提出するこの規則の施行の日の前日の属する年度以前の年度を初年度とする計画期間に係る対策計画書、変更対策計画書及び実績報告書については、新規則第六条、様式第一号、第三号及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。附則（平成二四年規則第一一一号）（施行期日）１　この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。（経過措置）２　平成二十四年七月一日から同月二十一日までの間に大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成十七年大阪府条例第百号）第十六条第一項の工事に着手しようとする者であって、延べ面積（建築物の増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る面積に限る。以下同じ。）が二千平方メートル以上で、かつ、容積率の算定の基礎となる延べ面積が五千平方メートル以下の建築物の新築、増築又は改築をしようとする者に対する大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第十九条の規定の適用については、同条中「同項の工事に着手する日の二十一日前までに」とあるのは、「大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十四年大阪府規則百十一号）の施行の日以後、速やかに」とする。附則（平成二五年規則第八〇号）（施行期日）１　この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。（経過措置）２　この規則の施行の際に現に改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第三条各号のいずれかに該当する者が提出するこの規則の施行の日の前日の属する年度以前の年度を初年度とする計画期間に係る実績報告書の公表並びに変更対策計画書及び実績報告書については、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第十五条並びに様式第三号及び様式第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。附則（平成二六年規則第八号）１　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。附則（平成二六年規則第一二五号）　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。附則（平成二八年規則第二六号）（施行期日）１　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。（経過措置）２　改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。附則（平成二九年規則第一五〇号）　この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。附則（平成二九年規則第七四号）（施行期日）１　この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。（経過措置）２　改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。附則（平成二九年規則第七八号）　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。附則（平成二九年規則第一一〇号）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）２　改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則様式第十三号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則様式第十三号により作成した用紙として使用することができる。附則（平成三〇年規則第三〇号）（施行期日）１　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。（経過措置）２　改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。附則（平成三〇年規則第一二〇号）　この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。　　附則（令和四年規則第三九号）（施行期日）１　この規則中、第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。（経過措置）２　改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。　　附則（令和四年規則第三十六号）この規則は、令和五年四月一日から施行する。 |